

# 個人向け国債の魅力と概要

## ■ 個人向け国債の主な魅力

### 安心

- ・国が元本、利子の支払を保証
- ・最低金利保証 (年0.05%)
- ・利払いは年2回
- ・中途換金も可能 (1年経過後)
- ・償還金額は額面100円につき100円 (中途換金時も同じ)
- ・実勢金利が変動しても元本は変動せず

### 選択

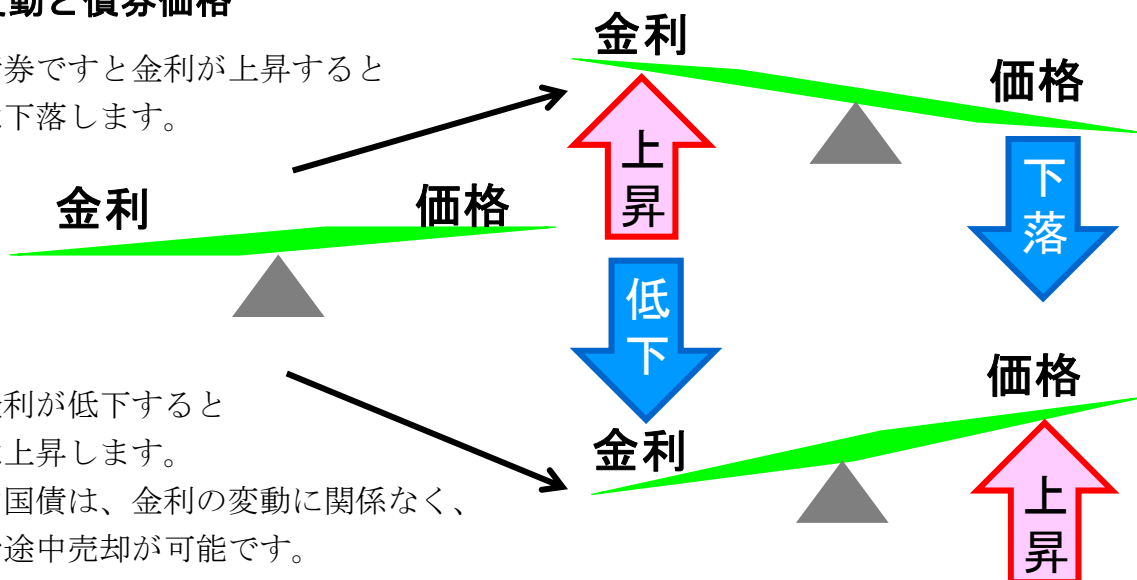
- 10年：変動金利
- 5年：固定金利
- 3年：固定金利

### 手ごろ

- ・額面1万円から購入可能
- ・毎月発行

## ■ 金利変動と債券価格

通常の債券ですと金利が上昇すると債券価格は下落します。



逆に、金利が低下すると債券価格は上昇します。

個人向け国債は、金利の変動に関係なく、元本価格で途中売却が可能です。

## ■ 満期と金利タイプの違う3つの種類

個人向け国債には、

- ①変動金利の10年タイプである「変動10年」
- ②固定金利の5年タイプである「固定5年」
- ③固定金利の3年タイプである「固定3年」

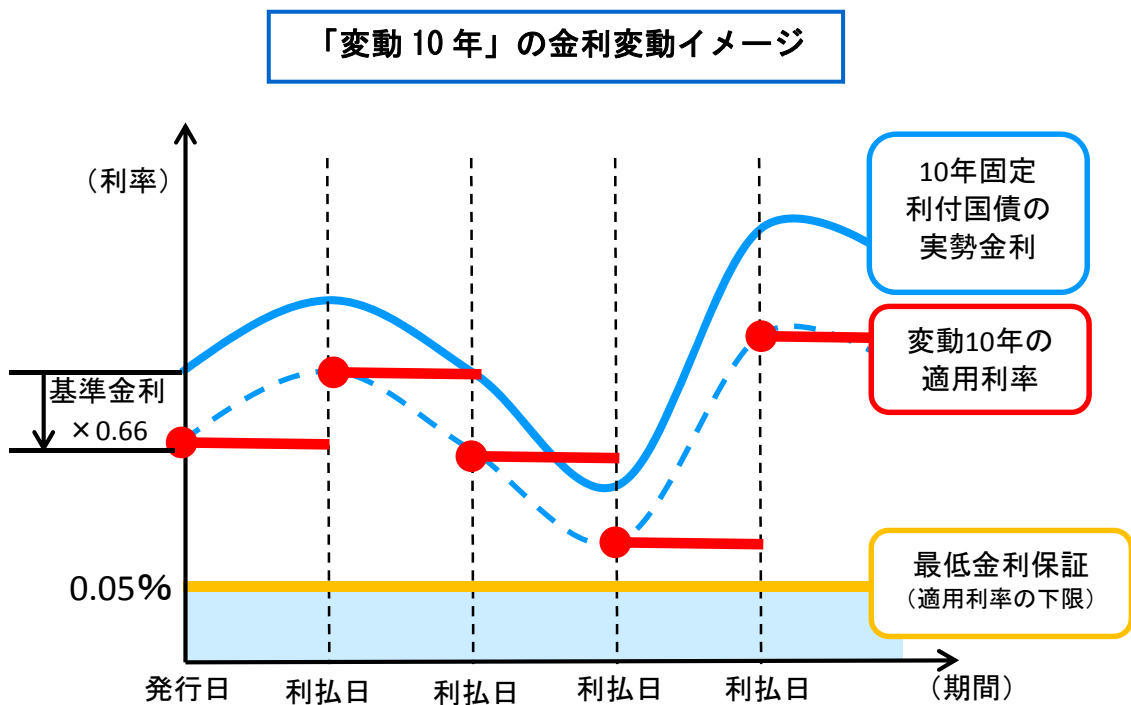
の3種類があり、それぞれに特徴があります。

## ■ 変動10年（変動金利型10年満期）

「変動10年」は、半年毎に適用利率（クーポン）が変わる「変動金利」を採用しています。

実勢金利の動きに応じて半年毎に適用利率が変わり、そのときどきの受取利子の金額が増減します。

仮に3年後の金利水準が現在よりも上昇したとします。固定金利の場合、受取利子は3年後も変わりませんが、「変動10年」は受取利子が増えることとなります。

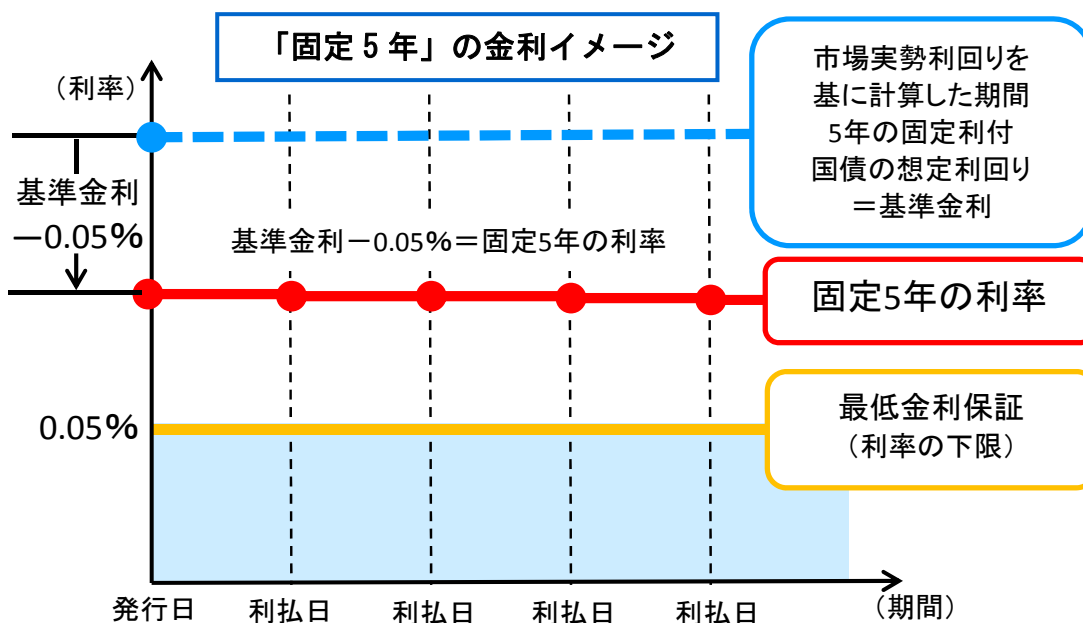


※グラフはイメージであり、今後の金利状況を予測するものではありません。

## ■ 固定5年（固定金利型5年満期）

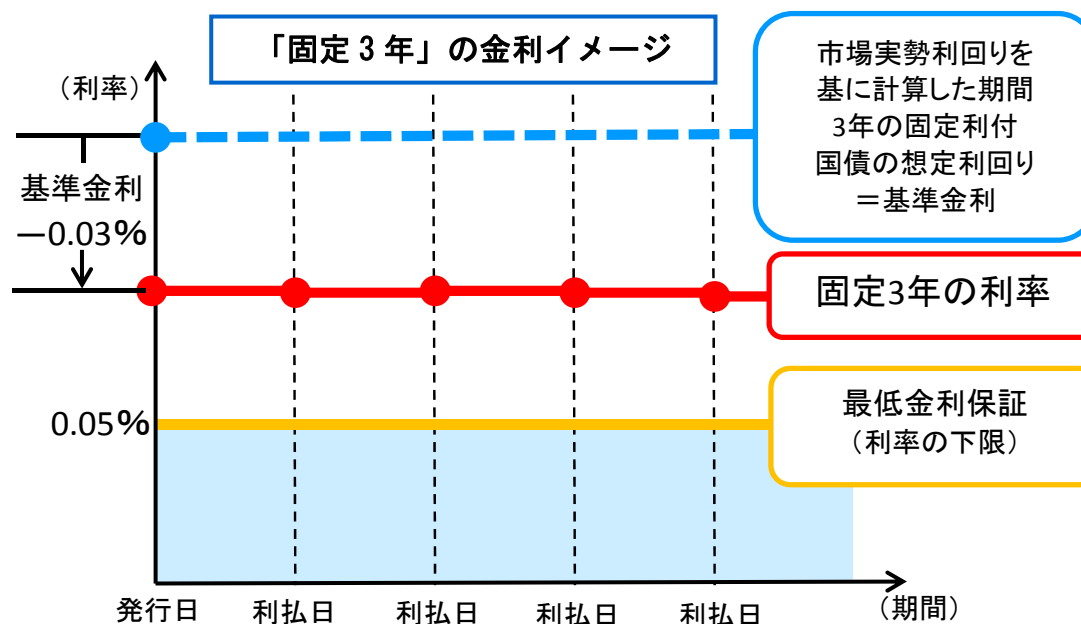
「固定5年」は、発行時に設定された利率（クーポン）が満期まで変わらない「固定金利」を採用しています。

例えば、「固定5年」の場合、発行時の利率が年1.0%であれば5年間年1.0%の利子（税引前）がもらえることとなります。つまり、発行された時点で最終的な投資結果（キャッシュフロー）を知ることができます。



## ■ 固定3年（固定金利型3年満期）

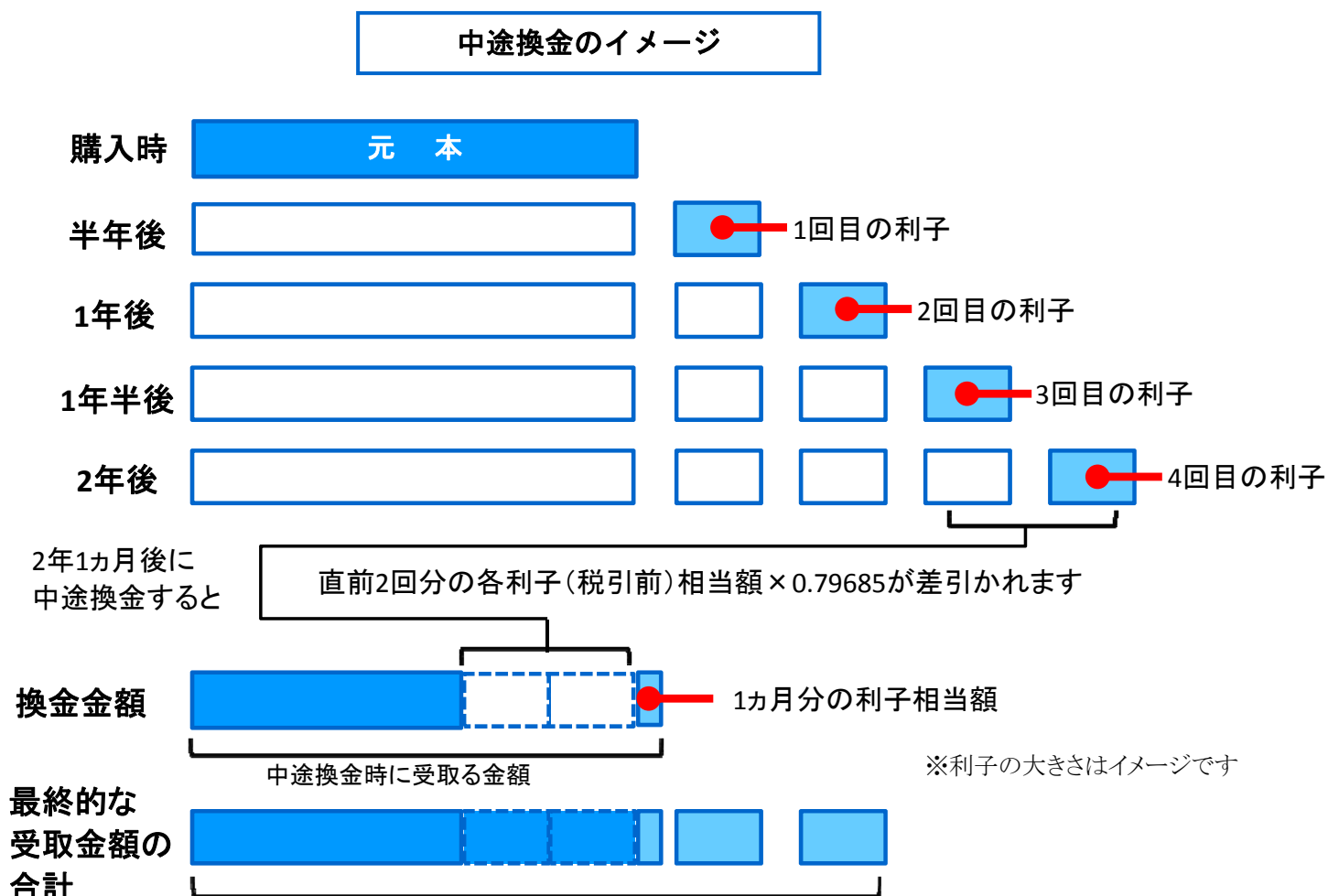
「固定3年」は、発行時に設定された利率（クーポン）が満期まで変わらない「固定金利」を採用していますので、発行された時点で最終的な投資結果（キャッシュフロー）を知ることができます。



## ■ 換金について

発行から1年経過すれば中途換金可能です。

中途換金の場合の換金金額は、「額面金額＋経過利子相当額－中途換金調整額（直前2回分の各利子＜税引前＞相当額×0.79685）」となります。



※換金金額は、元本から3回目、4回目の利子が差し引かれた額と1ヶ月分の利子相当額を受取ります。

したがって、最終的な受取金額の合計は、換金金額に1回から4回目の利子を合計した金額となります。言い換えますと元本に1回目と2回目、1ヶ月分の利子の合計となります。

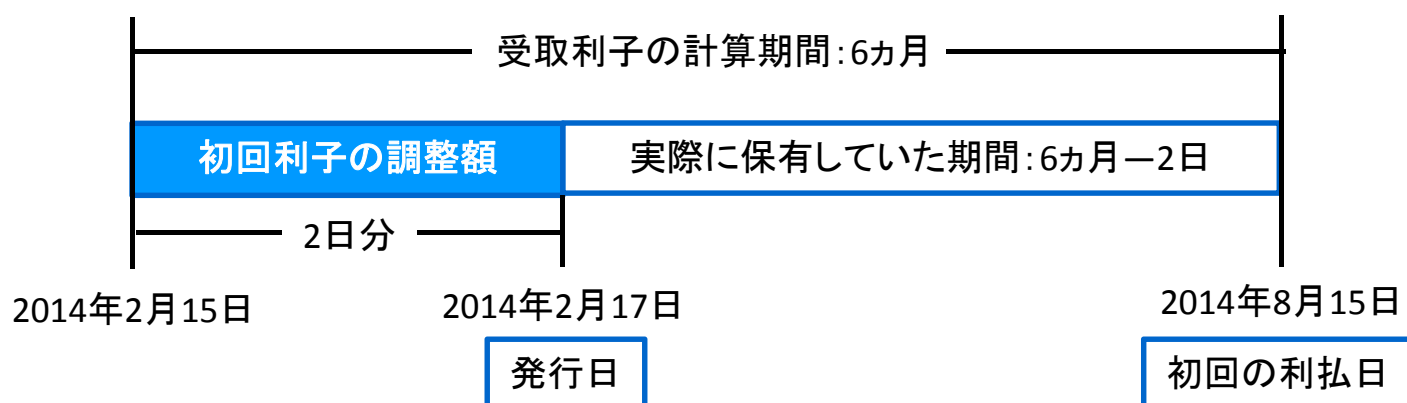
### ●中途換金の特例

災害救助法の適用対象となった大規模な自然災害により被害を受けられた場合、または保有者本人が亡くなられた場合は、上記の期間にかかわらず換金できます。

## ■ 購入時に初回の利子の調整額の払い込みが必要な場合

個人向け国債を発行する月の15日が休日のため、個人向け国債の発行日が翌営業日となる場合には、発行日から初回の利払日までの期間がぴったり半年になりません。この場合、購入時に半年に満たない分の日割り計算された利子相当額をあらかじめ払い込んでいただく必要があります。その上で初回の利払日には、その分も含めた半年分の利子をお受取りいただけます。

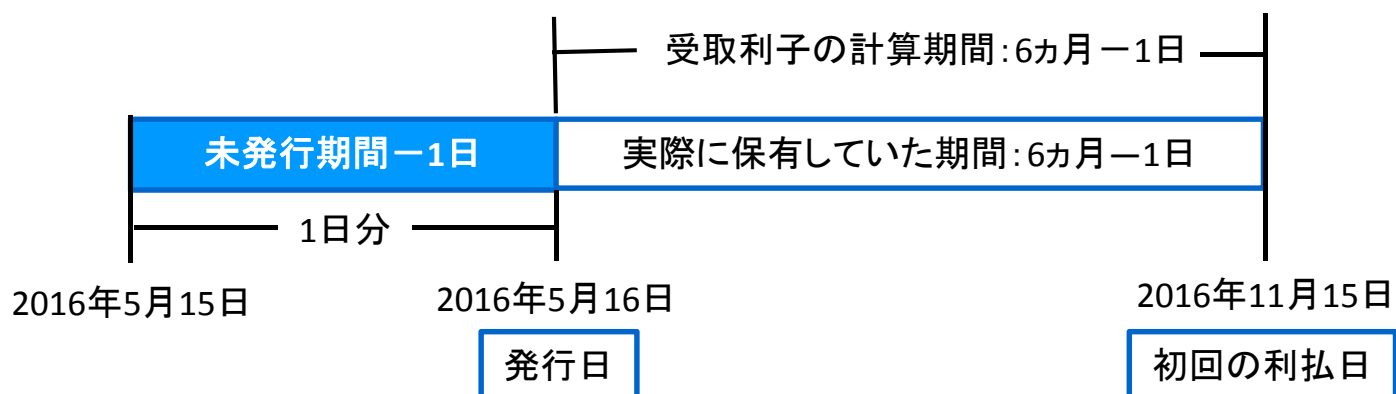
たとえば、2014年1月募集の個人向け国債では



※上図の場合、2日分の利子相当額を払い込んでいただく必要があります。

2016年4月募集（5月発行）以後の個人向け国債の初回利子は、実際に保有していた期間（発行日から初回の利子支払日）に対応した利子を国が支払うことになりました。したがって発行日が15日以外の場合でも、購入時にあらかじめ利子相当額を支払する必要がなくなりました。

たとえば、2016年4月募集の個人向け国債では



※上図の場合、1日分の利子相当額を払い込んでいただく必要がなくなりました。

## ■ 個人向け国債の商品性の比較

商品名	変動金利型 10年満期 変 動 10	固定金利型 5年満期 固 定 5	固定金利型 3年満期 固 定 3
満期	10年	5年	3年
金利タイプ	変動金利	固定金利	固定金利
金利設定方式 <sup>※1</sup>	基準金利 × 0.66 <sup>※2</sup>	基準金利 - 0.05% <sup>※3</sup>	基準金利 - 0.03% <sup>※3</sup>
金利の下限	0.05%		
利子の受取	半年毎に年2回		
購入単位 (販売価格)	最低1万円から1万円単位 (額面金額100円につき100円)		
償還金額	額面金額100円につき100円(中途換金時と同じ)		
中途換金	発行後1年経過すれば、いつでも中途換金可能 <sup>※4</sup> 直前2回分の各利子(税引前)相当額 × 0.79685 が差し引かれます		
発行月 (発行頻度)	毎月 (年12回)		

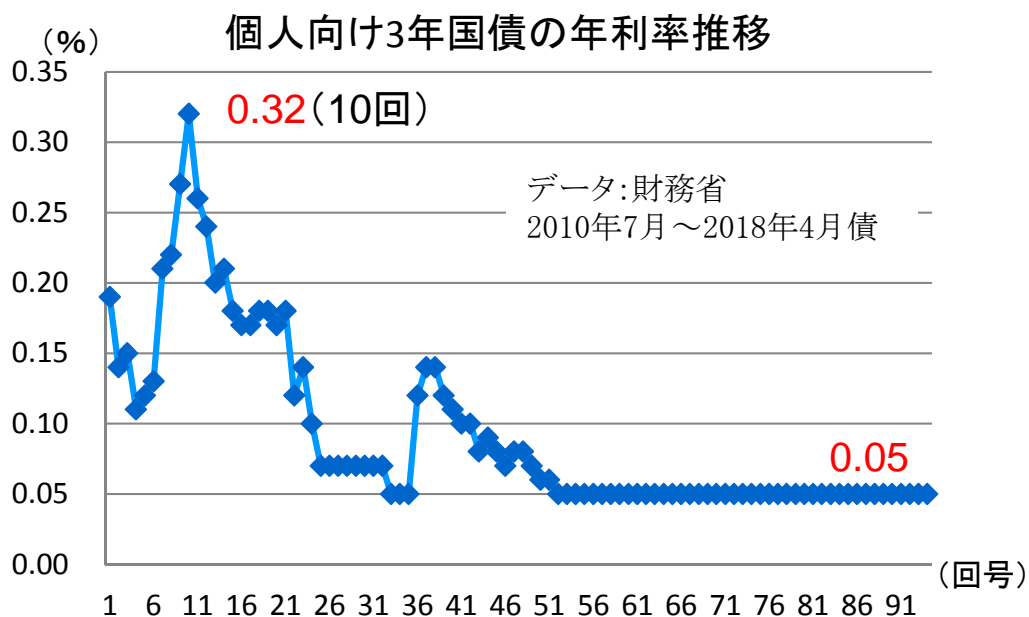
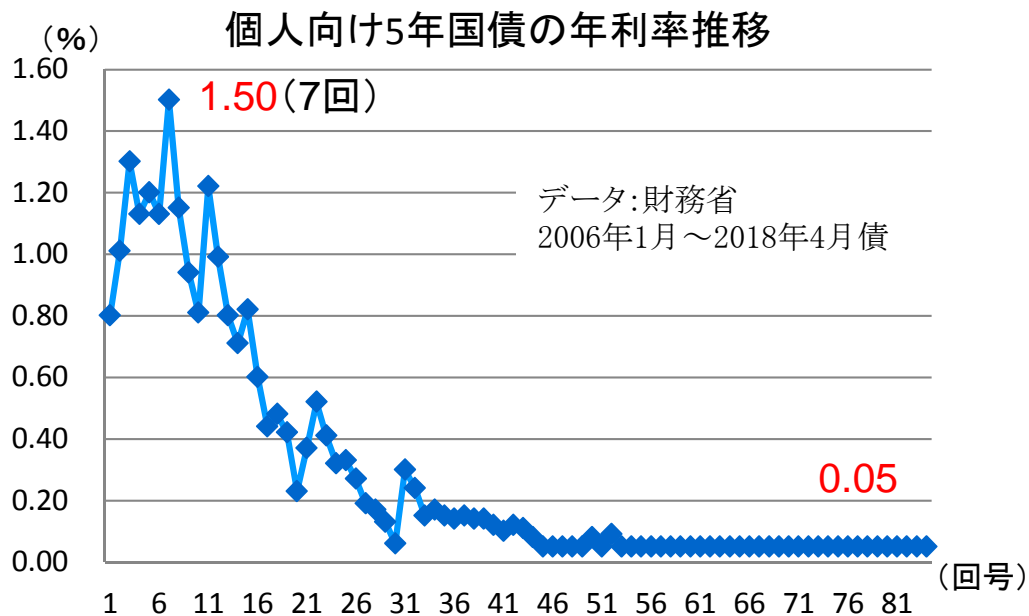
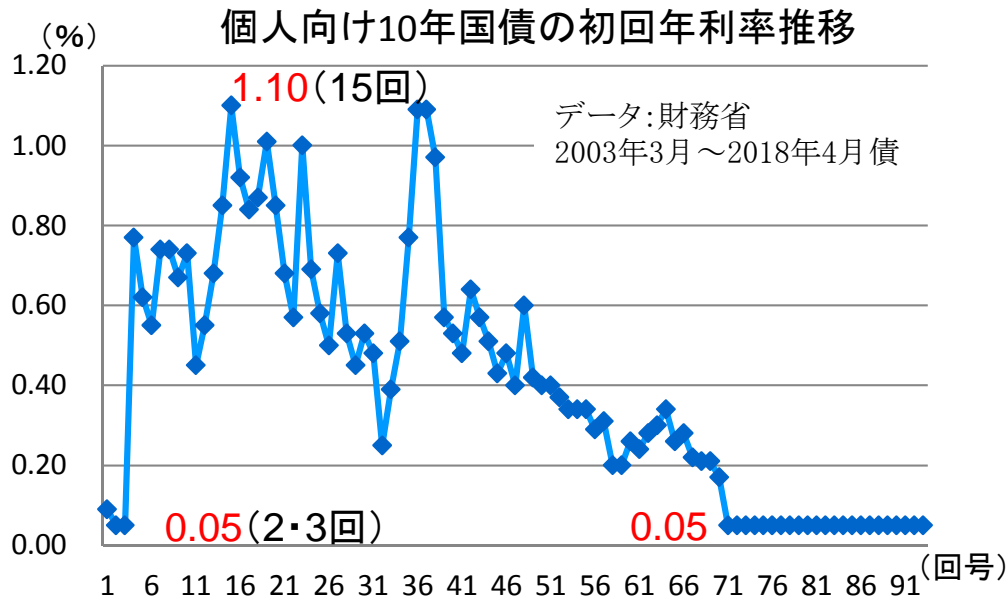
※1: 国債の利子は、受取時に 20.315%分の税金が差し引かれます。ただし、「障がい者などの非課税貯蓄制度(いわゆるマル優、特別マル優)」の適用を受け、非課税とすることができます。この制度については、税務署などにお問い合わせください。

※2: 基準金利は、利子計算期間開始日の前月までの最後に行われた10年固定利付国債の入札(初回利子については募集期間開始日までの最後に行われた入札)における平均落札利回り。

※3: 基準金利は、募集期間開始日の2営業日前において、市場実勢利回りを基に計算した期間5年または3年の固定利付国債の想定利回り。

※4: 中途換金の特例: 災害救助法の適用対象となった大規模な自然災害により被害を受けられた場合、または保有者本人が亡くなられた場合には、上記の期間に関らず中途換金できます。

■ 利率推移

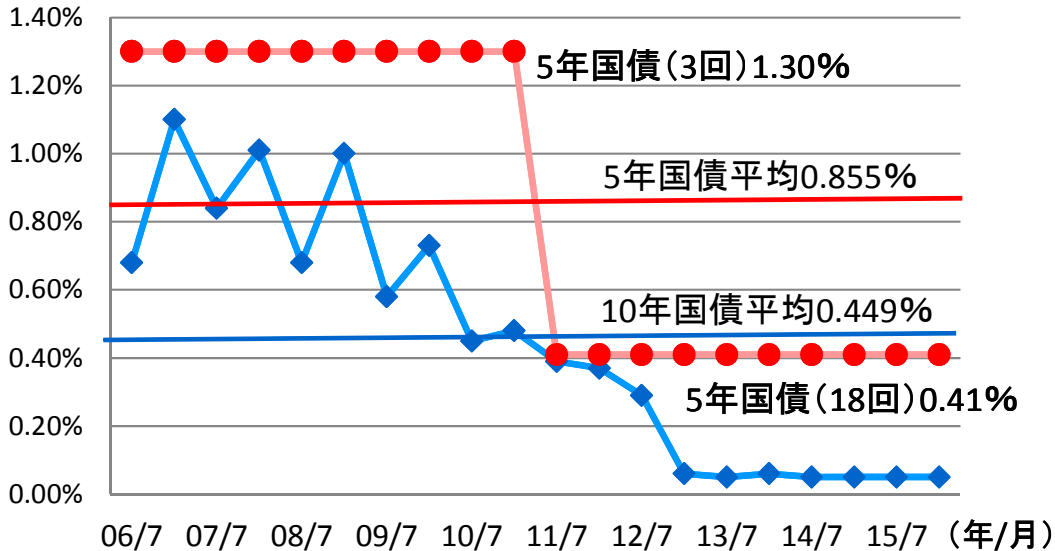


## ■ 金利低下局面では、固定金利が有利

2006年7月から2015年7月にかけて金利が低下した局面において、個人向け10年国債と5年国債で運用した場合を比較したものです。

金利低下局面においては、利率固定の5年国債で運用した方が利息は多く受取ることができました。

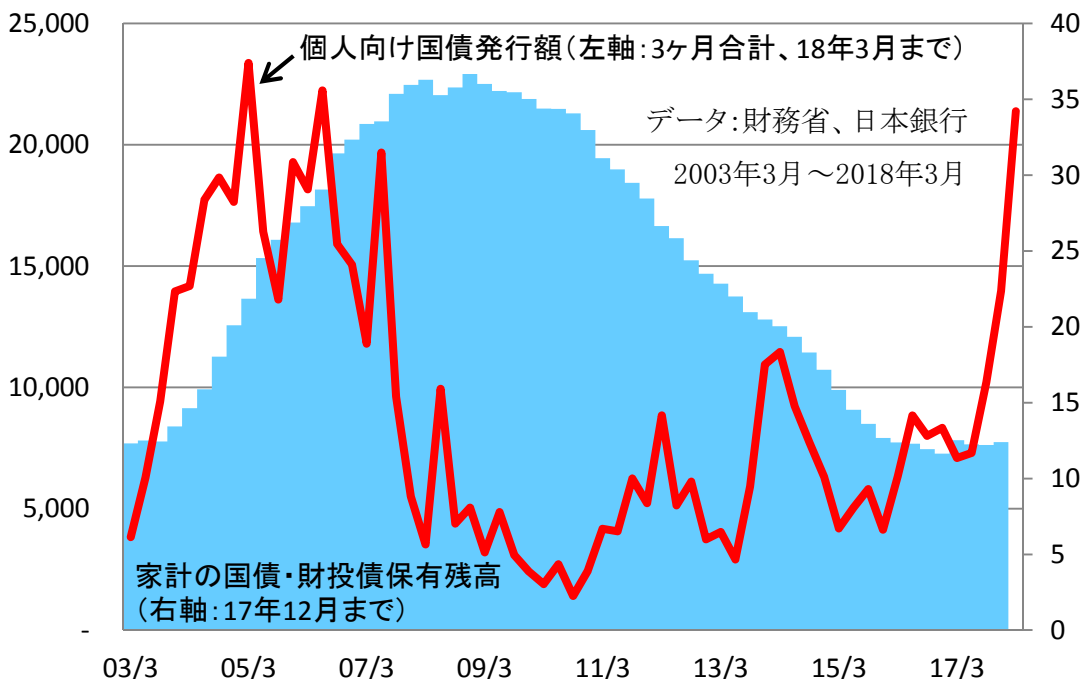
### 個人向け10年国債(13回)と5年国債(3・18回)の利率推移



## ■ 発行額と家計残高

市場金利が低下し、個人向け国債の発行条件が悪くなると、投資魅力が低くなり、投資する個人が減少することから発行額が減少します。それに伴い家計が保有する国債・財投債の保有残高も減少しています。2017年以降は、最低金利の0.05%が預貯金等の金利と比較すると魅力的なことから発行額が増加しています。

### (億円) 個人向け国債発行額と家計の国債・財投債保有残高 (兆円)





## ■ 新型窓口販売方式

個人向け国債と新型窓口販売方式を比較したものです。運用ニーズに沿った商品選択が可能です。

	個人向け国債			新型窓口販売方式		
満期	10年	5年	3年	10年	5年	2年
発行頻度	毎月			毎月		
購入単位 購入限度額	最低1万円から1万円単位 上限なし			最低5万円から5万円単位 一申込あたりの上限は1億円		
販売価格	額面金額100円につき100円			入札結果に応じて発行毎に財務省で決定		
購入対象者	個人に限定			制限なし (法人やマンションの管理組合等も購入可能)		
金利タイプ	変動金利	固定金利		固定金利		
金利設定方法	基準金利×0.66	基準金利-0.05	基準金利-0.03	直近の入札により発行した国債と同じ		
金利の下限	年 0.05%			なし		
中途換金	発行後1年経過すればいつでも国の買取による 中途換金が可能			市場でいつでも売却可能 (市場価格となるため売却益、売却損が発生)		
償還金額	額面金額100円につき100円			額面金額100円につき100円		
導入時期	2003年3月	2006年1月	2010年7月	2007年10月		

※個人向け国債は、2012年1月から2013年6月までに発行したものは、復興債として発行。

※新型窓口販売方式は通常発行される国債(直近の入札により発行した国債と同じもの)を金融機関の窓口で販売するものです。

従来、郵便局のみが行っていましたが、2007年10月より、参加を希望する全ての金融機関に拡大したため、「新型」と称されています。

新窓販国債は市場の金利状況によって発行されない場合があります。

※金利水準を勘案し、2年債は14年11月、5年債は15年8月から募集を中止しています。

## ■ 障がい者等の非課税制度

障がい者手帳の交付を受けている方や遺族年金を受給されているなど一定の条件を満たした方は、「障がい者等の少額預金の利子所得等の非課税制度」や「障がい者等の少額公債の利子の非課税制度」等を受けることができます。

両方の非課税制度を利用すると元本 700 万円の個人向け国債を非課税で運用することが可能となります。

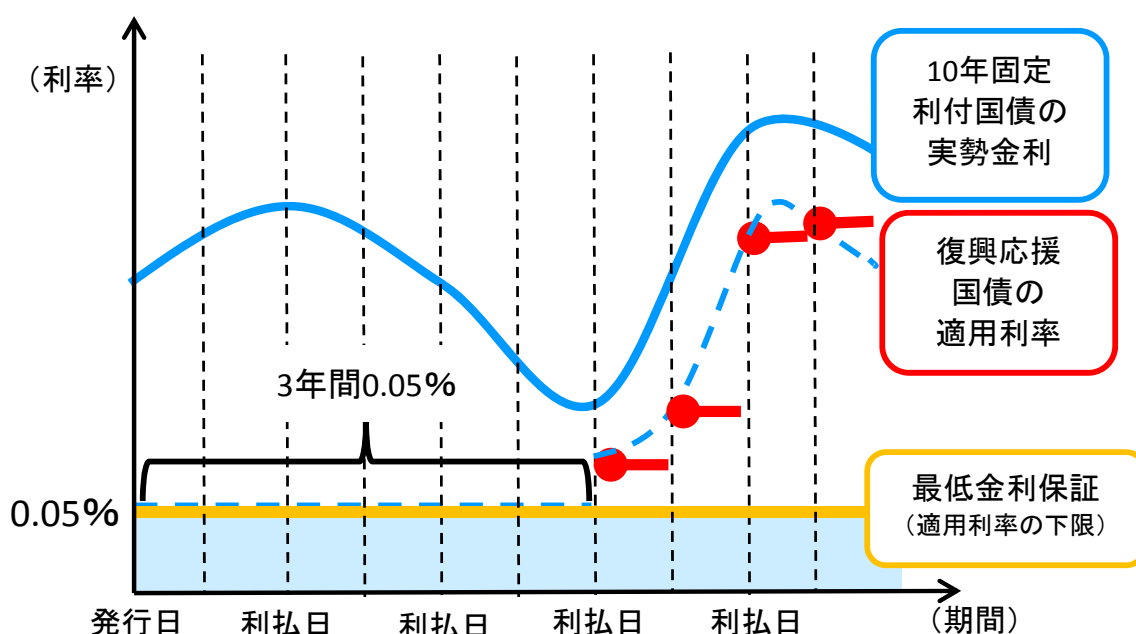
### 障がい者等の非課税制度を利用できる人

- 障がい者手帳の交付を受けている人
- 遺族基礎年金を受けている人
- 寡婦年金を受けている人
- 障がい者年金を受けている人
- 母子年金を受けている人

## ■ 参考：個人向け復興応援国債

変動 10 年の個人向け国債をベースに、東日本大震災からの復興を財政面からも応援する観点から、当初 3 年間は低い金利（個人向け国債の下限金利である 0.05%）で復興事業に資金を提供して頂ける方を募るものです。また、「個人向け復興応援国債」の発行日から 3 年目にあたる利払日を基準日として、基準日の保有残高に応じて、2015 年度中に限定発行する「東日本大震災復興事業記念貨幣」が、残高 1,000 万円ごとに 1 万円金貨 1 枚、100 万円ごとに 1,000 円銀貨 1 枚、国債購入者限定特製ケースに入れられて財務省から贈呈されます。

この国債は、2012 年 4、7、10 月と 2013 年 1 月の計 4 回発行され、現在は募集していません。



### 記念貨幣贈呈の留意事項

- ・ 1 口座で「1 万円金貨 1 枚」贈呈の代わりに「1,000 円銀貨 10 枚」贈呈することはできません。
- ・ 中途換金または譲渡等により、基準日当日の取引終了時点における保有残高が 100 万円未満では記念貨幣は贈呈されません
- ・ 保有残高の計算は口座ごとに回号（募集月）ごとに行います。
- ・ 記念貨幣の発送は基準日の翌月中旬から順次行います。なお、お届けが翌々月となる場合があります。
- ・ 1 次の商品発送は 2015 年 8 月上旬。

	1万円金貨券	千円銀貨券
販売価格	95,000 円	9,500 円
量目	15.6 g	31.1 g
直径	26 mm	40 mm
共通面 奇跡の一本末と鳩		
個別面 1次 金貨 復興特別区域の地図と鳩 銀貨 大漁船と稲穂		
2次 金貨 学校と鯉のぼり 銀貨 復興特別区域の日の出と鳩		
3次 金貨 復興特別区域の地図、 折鶴、奇跡の一本松 銀貨 日本を応援する少年		
4次 金貨 豊かな自然と鳥 銀貨 握手する日本列島と桜		

## 手数料およびリスクについての重要な注意事項

### <有価証券や金銭のお預りについて>

株式、優先出資証券等を当社の口座へお預けになる場合は、1年間に3,240円(税込み)の口座管理料をいただきます。加えて外国証券をお預けの場合には、1年間に3,240円(税込み)の口座管理料をいただきます。ただし、当社が定める条件を満たした場合は当該口座管理料を無料といたします。

なお、上記以外の有価証券や金銭のお預りについては料金をいたしません。さらに、証券保管振替機構を通じて他社へ株式等を口座振替する場合には、口座振替する数量に応じて、1銘柄あたり6,480円(税込み)を上限として口座振替手数料をいただきます。

お取引にあたっては「金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明」の内容を十分にお読みいただき、ご理解いただいたうえでご契約ください。

### <債券>

債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

- ・債券は、金利水準、株式相場、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動による債券価格の変動によって損失が生じるおそれがあります。
- ・債券は、発行体やその他の者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、債券価格が変動することによって損失が発生するおそれがあり、また、元本や利子の支払いの停滞もしくは支払い不能の発生または特約による元本の削減等のおそれがあります。
- ・金融機関が発行する債券は、信用状況の悪化により本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行体の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

### <個人向け国債>

個人向け国債を募集により購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。個人向け国債を中途換金する際は、次の計算によって算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれます(直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685)。

- ・個人向け国債は、安全性の高い金融商品ですが、発行体である日本国政府の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払い不能が生じるおそれがあります。

○平成49年12月までの間、復興特別所得税として、源泉徴収に係る所得税額に対して2.1%の付加税が課税されます。

○金融商品は、個別の金融商品ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なります。当該金融商品の取引契約をされる場合、その金融商品の「契約締結前交付書面」(もしくは目論見書)または「上場有価証券等書面」の内容を十分にお読みいただき、ご理解いただいたうえでご契約ください。

○この資料は岡三証券が信頼できると判断した情報に基づいて作成されたものですがその情報の正確性、完全性を保証するものではありません。また、資料中の記載内容、数値、図表等は、本資料作成時点のものであり、事前の連絡なしに変更される場合があります。なお、本資料に記載されたいかなる内容も将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。投資に関する最終決定は投資家ご自身の判断と責任でなされるようお願いいたします。

○岡三証券およびその関係会社、役職員が、この資料に記載されている証券もしくは金融商品について自己売買または委託売買取引を行う場合があります。

○自然災害等不測の事態により金融商品取引市場が取引を行えない場合は売買執行が行えないことがあります。

(平成27年7月改訂)

### 岡三証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号

加入協会: 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会